

## 予・決算特別委員会におけるパネルの 拡大表示に関する運営理事会協議結果

項 目	協 議 結 果
予・決算特別委員会におけるパネルの拡大表示	<p>(全会一致)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年第1回定例会中の予算特別委員会局別審査において試行(2の検討案に記載のとおり)の後、パネルの拡大表示の効果や実施に伴う課題等について検証すること。</li> </ul>

### 予・決算特別委員会におけるパネルの拡大表示について (案)

#### 1 経緯

平成25年予算第二特別委員会 議会局局別審査(3月13日)において、

- (1) 質問者がパネルを用いて説明等を行う際の利便性を向上させること
  - (2) パネルの内容を委員席や当局席、傍聴席等から見やすくすること
- 等の観点から、パネルをスクリーン投影するなどの工夫をすべきとの意見があった。

#### 2 検討案

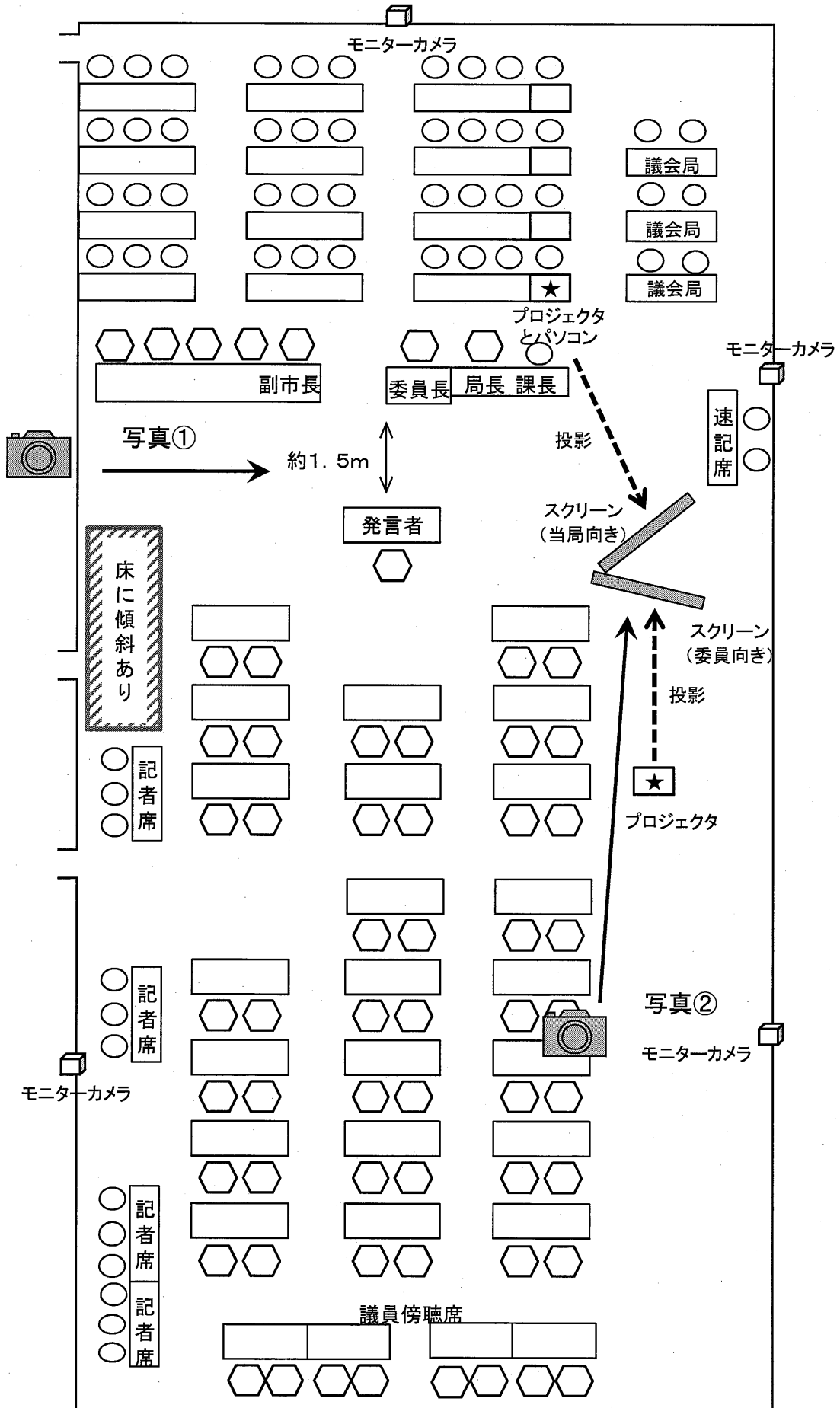
- (1) 予算・決算特別委員会局別審査時に実施する。
- (2) 表示の視認性を考慮し、委員席向きと当局席向きに80インチのスクリーンを1枚ずつ設置する。スクリーンは床置きとし、パソコンとプロジェクタを利用して質問者のパネルの内容を投影する。レイアウト等は、参考資料を参照。
- (3) インターネット中継については、視聴者がパネルの内容を確認できるよう、スクリーンに拡大表示されたパネルの映像を撮影し、適宜配信する。
- (4) パネルの現物又は電子データは、委員会前日正午までに議会局総務課に御提供いただく。
- (5) パソコン、プロジェクタ等の操作は、議会局書記が行う。

#### 3 試行について

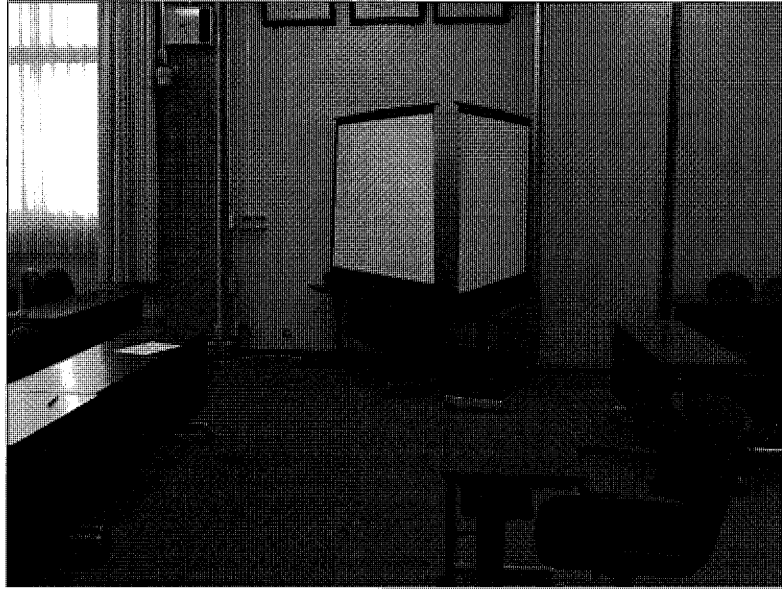
平成26年第1回定例会中の予算特別委員会局別審査(2月27日～3月12日)において試行の後、パネルの拡大表示の効果や実施に伴う課題等について検証する。

# 参考資料

## 委員会室レイアウト（予・決算特別委員会 局別審査時）



写真①



写真②

